

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第48号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

本市国民健康保険事業について、保険料の賦課の適正化を図るため、次のとおり介護納付金賦課額の上限を改定するとともに、国民健康保険法施行令及び地方税法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

改正前	改正後
80,000円	90,000円

この条例は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月28日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第48号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第14条の3ただし書中「80,000円」を「90,000円」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(平成19年度から平成21年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

3 平成19年度から平成21年度までの各年度における第10条の2の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

附則第5項を削る。

附則第6項中「旧所得税法による特定公的年金等控除額」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）」に、「附則第4項」を「前項」

に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を削り、附則第8項を附則第6項とする。

附則第9項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第10項前段中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に改め、同項後段中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第11項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第12項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「附則第35条の3第13項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同項を附則第11項とする。

附則中第14項を第12項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り上げ、第18項及び第19項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成19年度分からの保険料から適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)